



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年11月16日（木） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
税務課	システム管理係	藤原 一希	内線 2370 直通 058-272-1153 FAX 058-271-3711

自動車税種別割に係る延滞金の計算誤りによる 還付金の支払不足について

自動車税種別割に係る延滞金の計算プログラムに誤りがあったことから、一部の還付金について支払不足が生じていたことが判明しました。

1 事案の概要

- ・自動車税種別割を納付後、年度途中で自動車の抹消登録を行った場合、税額は月割となり、残額の還付が発生するが、当該税に延滞金が生じていた場合には延滞金を差し引いて還付することとなる。
- ・今回、延滞金の計算プログラムに誤りがあったことに伴い、一定の場合（※）に還付金額に不足（延滞金の過大徴収）が生じていることが判明

- ※ 納期限後の全額納付後、県口座への受入れまでの間に自動車が抹消登録された場合に限り、計算プログラムの誤りが発生
- ・本来、全額納付日を終期として計算する延滞金について、抹消登録日までを含めて延滞金を計算するプログラムとなっていた。
 - ・なお、現在は、計算プログラムの誤りは修正済み

2 延滞金計算誤り（還付金の支払不足）の件数・金額

- ・平成28年度のシステム稼働以降、計12件2,200円
（うち、1件100円は時効により消滅）

3 今後の対応

- ・関係者に対して、謝罪文書と併せて送金案内書を送付し、還付不足額の支払い手続きを完了させる予定